

令和2年第2回葛城市議会定例会会議録（第4日目）

1. 開会及び閉会 令和2年6月26日 午前10時00分 開会
午後 0時22分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
企画部長	吉川正人	総務部長	吉村雅央
市民生活部長	前村芳安	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	吉井忠
教育委員会理事	西川育子	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	中井浩子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	高松和弘	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 4番 奥本佳史 5番 松林謙司

7. 議事日程

日程第1	議第49号	市道の認定について
日程第2	議第50号	葛城市税条例の一部を改正することについて
日程第3	議第51号	葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

- 日程第4 議第52号 葛城市手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第5 議第53号 葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第6 議第54号 葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第7 議第55号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第8 議第56号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第9 議第61号 工事請負契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）
- 日程第10 議第62号 財産の取得について
- 日程第11 議第57号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第12 議第58号 令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第13 議第59号 令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第14 議第60号 令和2年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第15 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第1 議第63号 令和2年度葛城市一般会計補正予算（第4号）の議決について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回葛城市議会定例会第4日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承お願いいたします。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

また、発言につきましては、簡単明瞭にさせていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきお願いいたします。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

ここで報告事項を申し上げます。

市長より一般会計の補正予算が追加議案として提出される旨、報告がございましたので、本日の本会議休憩中に議会運営委員会を開催願ひ、その追加議案の取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

まず初めに、本定例会中に開催されました各常任委員会において、所管の調査事項について審査をされておりますので、その審査状況について各委員長より報告を願います。

まず、総務建設常任委員長より報告願います。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 皆様、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告をさせていただきます。去る6月15日の本会議におきまして総務建設常任委員会に付託されました2議案及び本委員会の所管の調査案件につきまして、6月19日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、現在2件の方と用地取得の交渉中である。1件の方とは代替地への移転の方向で令和2年度に契約できるように努力している。もう1件の方については、条件面などで折り合いがつかず、難航している状況であるが、周辺の状況も変化していく中で、引き続き粘り強く努力していく。また、前回の委員会で質問のあったエレベーターの設置位置等についての検討結果としては、エレベーターを駅舎に直づけする案や、ロータリーを駅と接続し、道路本線を南側へループさせる案を検討しましたが、いずれの案も歩道の幅員やこれまでに整備した道路部分などに影響があるなどと、難しいと考えており、エレベーターの設置位置については、当初計画のとおり、南側のロータリー部分に設置したいと考えている

という説明がありました。

委員からは、尺土駅前整備事業については、合併時に計画が策定されてからまだ完成できていない状況である。現在、駅前整備のことだけを考えて事業をされていると思われるが、駅前整備だけで終わるのか。駅前広場につながる南北道路など、葛城市における尺土駅の位置づけについて理事者の見解を伺うという問いがあり、尺土駅周辺整備は合併当初の新市建設事業であり、葛城市の将来の一番の拠点となる駅、地域であると考えている。また、国道166号線と国道165号線バイパスを結ぶ弁之庄・木戸線についても、尺土駅周辺の活性化と利便性向上に重要な役割を持つ道路であると認識している。これまでも、道路整備については何度も話には上がっているが、なかなか進んでいない状況である。現在も県と協議中で、この道路整備を葛城市のまちづくりにおいて、どのような位置づけにするのか検討しているという答弁がありました。

別の委員からは、尺土駅前整備事業に関連して、弁之庄・木戸線などの道路整備についても所管の調査案件にしてはどうかという提案がありましたが、委員会としては、道路整備については尺土駅前整備事業の進捗状況も含めて、理事者とも協議しながら前向きに調査していく方向で調整することを確認いたしました。

続いて、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてであります。理事者からは、事業の進捗状況として、道路改良工事に関しては国道24号線より東向きJRまでの区間について、JR和歌山線柿本架道橋の取合い部分を除き、令和2年3月末に完了している。JRより東側については、令和元年度に用地取得が完了している区域の工事を予定しており、用地交渉については、引き続き鋭意努力していきたいと考えている。JR和歌山線柿本架道橋改築工事の委託については、現場施工におけるボックス構造体の施工が完了し、JR施工の架道橋工事については令和2年夏頃に完了予定である。その後、引き続き、市が施工する工事を補助金を活用して順次進めていく予定をしている。この市施工分の工事完了後に仮移設していた吉野川分水管、ガス管、水道管、下水道管の本設工事を施工していく予定である。長期にわたり通行止めをしており、地元住民の方にご迷惑をかけているため、早期完了を目指して取り組んでいきたいと考えているという説明がありました。

委員からは、去年は夏の暑さの影響で工期が延長された事象があったと思われるので、今年はそのようなことも踏まえて、予定どおり工事が進むようにしていただきたいという意見がありました。

次に、行財政改革に関する事項についてであります。理事者からは、現在のところ報告すべき事項はないということでしたが、委員からは、葛城市内でも奈良県の施設である社会教育センターが来年3月末をもって閉館されるという状況を踏まえて、今後の葛城市の公共施設の在り方について大きな意味での方向性について伺うという問いがありました。葛城市では、市民の方が公共施設を非常に多く利用されているので、閉館を前提とする考え方は持っていない。今ある施設を大切に使用し、市民サービスを維持していきたいと考えている。施設の維持補修費はほとんど市の単費となるため、多大な費用が必要となってくるが、毎年、予算計上する際、耐震化に係る分については、有利な起債や補助事業を活用するとい

う考え方で実施している。ただし、庁舎については、2庁舎制の効率の悪さや耐震性の確保がされていない状況を踏まえて、期限のある財源を利用するように考えているので、早い段階で庁舎を1つにする作業をしていくという答弁がありました。

別の委員からは、市民のために施設を残すことに異議はないが、行財政改革の考え方として財政が破綻しないように、施設の維持補修と必要性については、今後とも検討願いたいという要望がありました。

次に、公共バスの運行についてであります。理事者からは、コミュニティバスの利用状況として、令和元年4月から令和2年3月における1日当たりの利用者数として、環状線ルートとミニバスルートの合計は128.81人である。令和元年10月1日からミニバスルートの一部を予約型乗合タクシーへ改編しており、この予約型乗合タクシーの1日当たりの利用者数としては、2.22人である。令和元年10月以降の利用者は前年度に比較して減少しているが、その要因については、いきいきセンターのお風呂の故障や新型コロナウイルスの感染症拡大防止に伴う外出自粛などが考えられる。

次に、葛城市の環状線バスを大和高田市立病院の敷地内へ乗り入れることについては、葛城市の地域公共交通活性化協議会において書面決議いただいているので、今後、大和高田市の地域公共交通活性化協議会において了承が得られれば、病院の敷地内への乗り入れが実現する。今後のスケジュールとしては、大和高田市の地域公共交通活性化協議会での決議後、大和高田市において、病院ロータリー部分の工事設計、入札、工事の施工を実施していただき、工事完了後、葛城市の環状線バスが病院の敷地内に乗り入れることが可能となる。敷地内乗り入れの実施予定時期としては、10月をめどにしているが、大和高田市の状況もあり、全てこちらの都合でできないところもあるが、できる限り早く実現できるように努める。なお、ダイヤ変更後はルートの短縮により、これまでの所要時間が約5分程度短縮され、また乗降の場所も病院の敷地内と近くなるため、安全面からも向上すると思われる。今後も更なる利便性の向上に向けて、調査、検討を行い、協議を行っていくという説明がありました。

最後に、政治倫理条例の内容検討についてであります。政治倫理条例の第2条第2項第5号に規定されている「市から活動及び運営に対する補助又は助成などを受けている各団体の長に就任しないこと。ただし、市長等は除く。」の部分について、理事者も含め協議いたしました。平成17年に制定、施行した葛城市政治倫理条例の策定にあたり、当時の政治倫理条例制定特別委員会でも、第2条第2項第5号の部分について様々な議論があったことや、条文に規定されている補助金や補助団体の整理ができるのかなど、様々な意見が出ました。これらの内容を踏まえて、今後とも検討を実施していくにあたり、政治倫理に関する意見などについては、議員全体に関わることであるので、議会全員協議会でも協議することを確認いたしました。

なお、これらの5つの所管事項については、今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上であります。このほかにも各委員の活発な質疑がなされ、また数多くの意見が出されておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

す。

以上です。

下村議長 次に、厚生文教常任委員長より報告願います。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告いたします。

去る6月15日の本会議におきまして厚生文教常任委員会に付託されました8議案及び本委員会所管の調査案件につきまして、6月22日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしました。そのうち、本委員会の所管事項の調査案件について、審査の概要をご報告いたします。

まず初めに、ゴミの減量化に関する諸事項についてであります。理事者からは、クリーンセンター運営業務検討報告書の内容に基づき、概要説明と、本定例会で債務負担行為を上程するに至った経緯及び長期民間委託を導入することのメリットに関して報告がありました。報告書には現状の分析や業務分担案、リスク分担案が示されており、焼却施設の運転管理業務に関わる用役費及び点検補修費の平成29年度から令和元年度までの検証実績数値に基づく資料により、市が自ら管理を実施する場合と長期包括民間委託を選択した場合とを比較したデータの結果報告がされ、それらを基に検証を行ったとのことでありました。

本定例会で上程することになった経緯については、コンサルタントからの資料提出があった後、クリーンセンターの安定的な施設稼働と財政負担縮減の観点から長期民間委託を導入すべきかを検討した結果、導入することが望ましいとの結論に至り、令和2年3月に要求水準書や仕様書が完成したが、3月議会への上程に間に合わず、本定例会で債務負担行為をお願いすることになったということでありました。

長期包括民間委託を選択するメリットにつきましては、まず、突発的な財政負担が発生することなく、運営経費の平準化が図られるとのこと、炉の運転には極めて高度な技術が求められることから、長期的な運営を委託することにより人材育成が図られること、さらに、計画的な用役調達や設備、装置の維持補修が可能となり、ランニングコストの削減が図れることなどが報告されました。

委員からは、報告書の内容について、行政だけでなく議会でも検討すべきだとの意見に続き、ほかの委員からは、十分な審査を行える時間を与えない理事者側の姿勢に問題があるとの意見もありました。

また、業務検討報告書の内容に関して、委員から、現在の管理費との比較資料を基に、熱回収費の差額の面で今回導入するシステムのほうが割安であると受け取れるが、熱回収費とは何なのか。また、10年間の費用と3年間の費用を比較した場合、3年間のほうがよいと思われるが、考え方を聞かせてもらいたいとの質疑があり、理事者から、熱回収費は修繕費のことを指し、今回10年間の契約を選択した理由として、短い期間で他の業者に変える場合、使い方が荒くなるなどの弊害も想定され、同一業者で長く管理するほうが損耗は少なくなると考えたからであるとの答弁がありました。

他の委員からは、報告書の人件費の削減についてどう評価したのか、また、運営業務の分

担表などを参考にして要求水準書が作成されたのか、6月補正での議決が必要なのかなどの質問があり、理事者からは、人件費については、事務量が減少することは間違いないと考えている。分担表については、逐次調整しながら見直しを行っており、報告書を精査した上で、仕様書に反映させている。また、秋には業者を決める必要があるので、本定例会での議決が必要であるとの答弁がありました。

次に、学校給食に関する諸事項についてであります。理事者からは、新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校給食実施の経緯について説明がありました。委員からは給食材料のキャンセルに関することや、感染防止対策を見越したメニュー変更に伴う購入食材の影響について、また、配膳時の感染防止対策について質問があり、理事者からは、キャンセルできなかった食材を買い上げてもらったことや、感染防止対策として通常時より配膳する回数を減らすよう加工食品を提供して対応したなどの答弁がありました。

最後に、磐城小学校附属幼稚園周辺一帯整備についてであります。理事者からは、本年度行われる2期工事の周辺一帯整備の全体計画図、附属幼稚園の保育室3室及びリズム室の平面、立面図、工程計画表を基に、詳細説明が行われました。

委員からは、耐震補強されていない木造園舎について、筋交いなどを入れるなど補強が必要ではないかという問いがあり、理事者からは、ご指摘いただいた箇所について何らかの対応ができるよう検討させていただきますという答弁がありました。

なお、これら3つの所管事項については、委員会としては今後も引き続き調査を進めることにいたしました。

以上をもちまして厚生文教常任委員会の所管事項の調査報告といたします。

下村議長 次に、会期中に開催されました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況について、委員長より報告をお願いします。

11番、西井覚君。

西井県域水道一体化調査特別委員長 続きまして、議長のお許しを得ましたので、今定例会中に開催いたしました県域水道一体化調査特別委員会の審査状況を報告申し上げます。

まず、本委員会については、6月24日午前10時から開催し、設置後初めての委員会のため、今までの県域水道一体化へ向けた経緯などを踏まえて報告をお願いいたしました。

理事者からは、令和2年5月21日に開催された第6回県営水道一体化検討会で提示された資料に基づいて、一体化に向けた各種シミュレーションや今後のスケジュールなどについて説明を受けました。

この説明を受けて、委員からは、覚書締結が来年の1月で、その後法定協議会が設立され、令和6年度に基本協定となっているが、これらの覚書などを締結した場合、途中で辞退することはできるのかという問いに対し、覚書や法定協議会に参加しても辞退することが可能であるが、基本協定を締結した場合は破棄することはできないという答弁がありました。

また、委員からは、今回示されたシミュレーションにおいて、水道料金だけの判断をすると葛城市は不利になると思うが、参加した場合のメリットはどこにあるのかという問いに対して、この一体化問題については、最終的には葛城市民にとってどちらが有利かを議会にも

相談しながら、長期的な見地から、国の動向も見極めて判断していきたいとの答弁がありました。

委員からは、一体化に向けた判断をするには、今後多種多様な資料が必要となるので、提供していただきたいという強い要望がありました。

以上で、本委員会の審査状況についての報告といたしますが、ほかにも各委員から活発な意見が出されておりますことを付け加えまして、県域水道一体化調査特別委員会の報告といたします。

以上でございます。

下村議長 本定例会中に開催されました常任委員会所管の調査事項及び特別委員会の審査報告は、以上であります。

これより日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議第49号及び日程第2、議第50号の2議案を一括議題といたします。

本2議案は総務建設常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

8番、川村優子君。

川村総務建設常任委員長 ただいま上程されております議第49号及び議第50号の2議案について、総務建設常任委員会の審査の概要及び結果を報告させていただきます。

初めに、議第49号の市道の認定であります。

質疑では、開発道路が市道に認定されるまでの事務処理の流れ、手続について伺いたいという問いに対し、開発行為の完了検査後、担当部局で道路の帰属検査を行う。次に、建物建築の際の道路破損などについて、管理責任を明確にするための管理協定を交わし、この時点で、開発業者から所有権移転に伴う資料をもらい、移転登記を行う。開発区域の8割以上の建物が建築された時点で、道路管理の引継検査を行い、指摘事項が解消された後、道路の管理引継を行う。その後、年間に引継ぎを受けた道路を集約し、1年に1回、道路台帳の整備と併せて市道の認定を行っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号、葛城市税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、今回の条例改正には新型コロナウイルスの感染症などに係る税額控除などが含まれているが、市民などの対象者への周知方法について伺いたいという問いに対し、市のホームページや広報誌により周知を図るという答弁があり、委員からは周知不足により、市民に不利益が出ないように対応していただきたいという意見がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも委員各位からは質疑がなされておりますことを付け加えまして、総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

下村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、議第49号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第49号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議第50号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第50号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第51号から日程第10、議第62号までの8議案を一括議題といたします。本8議案は厚生文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

11番、西井覚君。

西井厚生文教常任委員長 ただいま上程されております議第51号、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号、議第61号及び議第62号の8議案について、厚生文教常任委員会の審査の概要及び結果をご報告いたします。

まず初めに、議第51号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けて、国民健康保険税の減免措置をした場合の財源及び減免の申請の条件について、また、規則で定められている減免基準について伺いたいという問いに対して、減免措置をした場合の財源は国が全額財政支援を行います。次に、対象者の条件については、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の4つの収入のいずれかの収入について、保険金、損害賠償等により補てんされる額を除き、まず、前年の当該事業収入額の10分の3以上減少するかどうかを収入の種類

ごとに判断します。次に、その方の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、また、減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計が400万円以下であること、これらを全て満たす場合に減免の対象となります。その減免基準については、現在内部で検討しており、その条例改正案が議決された後に所要の改正を行う予定ですという答弁がありました。

さらに、委員からは、減免申請は見込みで申請するので、確定申告で結果的に10分の3以上の収入が減少していなかった場合、減免された保険税はどのようになるか、また、収入減少による減免率はどのようなものかを考えているのかという問いに対し、見込みで申請されて認定をしたものについては、更正は求めないとなっている。次に、減免率ですが、主たる生計維持者が新型コロナウイルスで死亡された場合や重篤な傷病となった場合は全額免除となり、収入の減少によるものについては国の基準に基づいて減免を考えているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第52号、葛城市手数料条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、この条例改正で通知カードの再発行が廃止され、マイナンバーカードに移行していく中で、取得率が低いのは預金口座との関連づけが主な要因であると言われている。今後、預金口座との紐づけがどうなるか、また、葛城市におけるマイナンバーカードの発行状況について伺いたいという問いに対し、国では1つの預金口座との紐づけを義務づけするような議論がされている。また、葛城市のマイナンバーカードの発行状況は令和2年5月31日現在で5,119件、率にして13.67%であるという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものであると決定いたしました。

次に、議第53号、葛城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、放課後児童支援員の認定資格の受講の機会をこれまでの知事及び指定都市から、中核市でも受講ができるように改正されたことにより、支援員の資格取得の機会が増えたと思うが、学童保育における支援員2名に対し児童40人という基準を満たしているのか。また、葛城市の方が受講する場合の受講内容や費用について説明いただきたいという問いに対して、葛城市の支援員の充足率については、支援員と補助員を配置し、基準を満たしている。受講内容のカリキュラムは6分野16科目、1科目90分で構成されており、研修日数は4日間、テキスト代は自己負担を願っているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、家庭的保育事業は多様な形態で保育ニーズに応えるという中で、これらの施設は連携保育が義務づけされた経緯があったが、今回の改正でこの連携保育の基準が緩和されている。葛城市は家庭的保育事業について、今後の動向も含めてどのように考えられている

のか。また、今回は政省令改正による条例改正ですが、国が示す従うべき基準なのか、それとも参酌基準なのかという問いに対し、葛城市内では、現在、家庭的保育事業所はないが、新たな動向としては小規模保育事業所の相談事例を受けている。また、今回の改正は従うべき基準という答弁がありました。

さらに、委員からは、当該条例の第7条第4項第1号において、市長が必要な教育又は保育が提供される必要な措置を講じているときとありますが、これは具体的にはどのような措置を想定されているのか、また、待機児童と、その対策をどのように考えているのかという問いに対し、想定される措置については、家庭的保育では3歳で卒園されるので、そのときに次の保育所が決まっていない場合、市は先行利用調整により保育所を選定し、調整して入所措置ができればこの特例が認められることとなります。

次に、待機児童についてですが、4月当初では28人であったが年度末には50人程度の待機児童が出る見込みで、その対策については、施設のキャパシティーには余裕があるので、潜在保育士の確保などに向けて取り組んでまいりたいという答弁がありました。

この答弁に対して委員からは、待機児童が主に0歳から2歳児であれば、小規模保育や家庭的保育に参入してもらえよう努力していただきたいという要望がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてであります。改正の趣旨は、さきの議第54号と同じであることから、改正文に係る解釈について、若干の質疑がありました。

賛成と反対双方の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第56号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてであります。

質疑では、国民健康保険税と同様に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を受けての介護保険料の減免措置をした場合の、減免の申請ができる対象者の条件及び認定方法について、また、減免の認定を受けた方が、確定申告で結果的に10分の3以上減少していなかった場合の対応についてという問いに対して、国からの情報では、減免した額については全額、国の財政措置で対応すると連絡をいただいている。次に、収入の確認方法ですが、昨年と今年の収入の差を確認するわけですが、今年の収入については見込みで申請することになりますので、それ相応の書類を提出してもらい認定することになる。その結果、確定申告で収入が10分の3以上減少しなかった場合の対応は、国民健康保険に準じた形で対応していきたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

次に、議第61号、工事請負契約の締結について（中央公民館及び市民体育館耐震他改修工事）であります。

質疑では、入札結果について、今後この工事については監理・監督という業務が発生すると思われるが、どのような方法で契約を考えているのかという問いに対し、中央公民館及び

市民体育館耐震他改修工事の設計業務は、それぞれ別の設計業者により設計されているが、工事は2つの施設を一体として工事を行います。監理については、それぞれ設計した業者に随意契約を行いたいという答弁がありました。

さらに、委員からは、工事期間中に市民の方が利用したいという要望に対してはどのような配慮を考えているのかという問いに対して、工事期間中は安全第一のため、また工期の短縮と経費の節減のため、一部休館体制を取りながら工事を進める計画をしている。中央公民館は9月から11月を集中工事期間として、また、市民体育館は12月から3月までを集中工事期間として工事を行う予定である。集中工事期間以外は、他の施設と協議しながら、生涯学習の推進にできる限り影響がないように努めてまいりたいという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

最後に、議第62号、財産の取得についてであります。

質疑では、業務委託仮契約書に添付されている内訳明細書の中に明記されている充電保管庫は特定の機器しか対応できないものかという問いに対して、この充電保管庫は機種を選定するのではなく、充電する機器のケーブルと本体を収めるものですので機種を特定するものではないという答弁がありました。

さらに、委員からは、アライドテレシスネットワーク機器については、有線LANと無線LANの両方の対応となっているが、どちらの運用を考えているのか、またこのシステムがトラブルを発生した場合の管理体制についてお伺いしたいという問いに対して、ネットワークについては、基本的には無線LANでの運用を考えており、管理については学校教育課での対応を想定しているという答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上であります。このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、意見が出されたことを付け加えて、厚生文教常任委員会の報告といたします。

以上です。

下村議長 以上で厚生文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第3、議第51号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第51号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第51号は原案のとおり可決されました。
日程第4、議第52号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第52号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決されました。
日程第5、議第53号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第53号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決されました。
日程第6、議第54号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 おはようございます。よろしく申し上げます。

では、第54号、葛城市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、反対の立場から討論いたします。

本条例は、0歳から2歳までの児童を対象とする家庭的保育事業者等においては、保育提供の終了後に、保育者の希望により、引き続き保育を受けることができる連携施設を確保しなければならないという基準に関わって、厚生労働省の省令が改正されたことに伴う条例改正となっております。主な条例改正の内容であります。市長が引き続き、必要な教育又は保育が提供される必要な措置を講じているときには、連携施設を確保しなくてもよいとするものであります。昨年の6月定例会において、同じく家庭的保育事業等において、保育終了後の受皿となる連携施設の確保について基準が緩和されたことに続く、更なる基準の緩和であります。

さて、家庭的保育事業等の地域型保育を提供する事業所は、現在葛城市にはございません。そのために、新たに家庭的保育事業等の認可を葛城市内で受けようとする事業者につきましては、まず、条例の原則によりましては、連携施設を確保しなければなりません。しかしな

がら、確保できない場合には、この緩和された基準により、保育提供終了後の保育の受皿となる連携協力施設を確保することになります。しかしながら、葛城市内における3歳以上の保育、教育を提供する事業者は、現在のところ市内では公立、私立の保育所、及び公立幼稚園のみであります。今回の条例案を審査した厚生文教常任委員会において、今回の条例内容である市長が講ずる必要な措置として想定しているそれらの施設については、これら葛城市内公立、私立保育所や幼稚園での受入れを求めるというそうした市長の答弁がございました。

保育所や幼稚園は、家庭的保育事業等における代替保育の確保や、保育内容に関する支援、卒園後の受入れなどを行う連携施設そのものであります。そうであるならば、葛城市においては、家庭的保育事業所等に参入する事業者においては、緩和された基準によるのではなく、条例が原則として求めている、施設型保育所である市内の保育所、幼稚園を連携施設として確保すること、このことが現実的に解決になるのではないのでしょうか。葛城市においては、今回の条例改正による基準緩和によって、解決すべき事実が葛城市にはございません。立法の事実がないと言わざるを得ません。

では、なぜこのような条例改正、省令の基準改正が行われたのでしょうか。大都市圏などにおいては、既に家庭的保育事業所等の事業所が数多くございます。しかしながら、なかなか連携施設をそれらのところでは確保することが難しいことから、保育事業を継続することができなくなる可能性が出てまいっております。そのために、家庭的保育事業所等で保育の提供を受けている保護者たちなどがたちまち困ることがないように、こうした自治体においては、今回の基準緩和が大変切実な現実的な問題となっているわけであります。

しかしながら、葛城市では、先ほど述べましたように家庭的保育事業等の事業所はございません。また、新たに事業者が参入する場合におきましては、先ほど述べましたように市内の施設型保育所との連携確保が可能になっております。今回の改正は、厚生労働省の省令改正により従うべき基準として示された基準緩和に基づくものであるために、全国の地方自治体によっては、実態が大きく異なっている、その保育実態にそぐわない、すなわち立法の事実欠ける基準緩和となる地域が出てきたのではないのでしょうか。地方分権一括法にのっとり、こうした基準緩和を参酌基準としているならば、それぞれの地方自治体の現実に即した条例になるはずであります。

以上、述べましたように、本条例は改正によって解決すべき事実がこの葛城市にはないと、私は考えております。よって、本条例案の提案に反対いたします。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

7番、内野悦子君。

内野議員 おはようございます。議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の討論をさせていただきます。

本案は、国の基準省令の改正に準じて行われるものであり、内容は家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、卒園後の受入先である連携施設の確保があまり進んでいない実情を踏まえての改正と、保護者の疾患や障がい等により、養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施が可能であることを明確化する改正でございます。

また、今回改正される規定は、全て国が示しております従うべき基準を適用されております。いずれも、家庭的保育事業等の運営基準を緩和するものでありますので、葛城市においても、家庭的保育事業等に新規参入しやすくしておくことで、今後の待機児童解消に向けての方策の1つになると理解をいたします。今後も増加が予想される保育ニーズに対応していただき、待機児童をできる限り出すことのないよう、努力していただきますことをお願いをいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第54号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第55号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の提案に対して、反対の立場から討論いたします。

本条例は、さきの議第54号、葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、特定地域型保育事業所、すなわち保育の無償化の対象となっている家庭的保育事業の運営に関する基準を改正するものであります。従いまして、さきに可決されました議第54号の条例に対して、反対理由を述べましたけれども、同じ理由によって、本条例案に反対いたします。

さて、保育無償化によりまして、保育ニーズが広く掘り起こされて、待機児童が増加するという問題が発生しております。この葛城市におきましても、先ほど委員長からの委員会の審査の報告でありましたように、4月には28人の待機児童、そして今年度末には50人程度の待機児童が出ることが見込まれており、これも従来と比べて多い待機児童の発生となっているところであります。こうしたところにも、保育無償化の影響が葛城市にも現れていると考えられます。待機児童解消のために、保育施設の拡充や保育士の待遇改善など、抜本的な対策を取らないまま、保育の無償化を政府が実施したために、保育ニーズの増加により、こうした問題が発生し、待機児童解消、保育士不足の対応に地方自治体が追われる事態となっております。

葛城市におきましても、さきの委員会での審査の中で、待機児童発生理由の1つとして、葛城市内の公立保育所の定員を満たすだけの保育士が確保できていないことが、本条例案を審査した厚生文教常任委員会で報告されました。全国的に保育士不足が喧伝されております。保育の仕事は乳幼児の命にも関わる責任の大きい仕事であるにもかかわらず、労働条件などの待遇が、その仕事の責任に見合わないことによって、数多くいる保育資格者が、保育の仕事から遠ざかるという現実が生まれております。

私は、家庭的保育事業等地域型保育の基準緩和による新規事業者の参入ではなくて、保育士の待遇改善、公的保育施設の拡充にこそ政府は取り組むべきだと考えます。葛城市においては、現下において保育士の確保などに大変ご尽力していただいておりますけれども、引き続き、保育士不足解消のために、葛城市が独自の取組に必要な予算措置を更に取りっていくべきだと考えます。

以上、反対の理由とともに、意見を申し上げましたけれども、以上の理由で反対討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 私は、議第55号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、賛成の討論をいたします。

本案は、国の基準府令の改正に準じて行われるものであり、内容は、先ほどの葛城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同じ趣旨の改正で、保育の提供の終了に際して、卒園後の受入先である連携施設の確保が進まないことを受けた改正でございます。

人口が微増であり、児童数が増加傾向にある本市にとりまして、特定地域型保育事業者等の運営について、継続しやすくするための基準を整えることも重要であると理解いたしました。

よって、この改正案は本市にとって必要であると考え、本案に賛成いたします。

下村議長 これより、議第55号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議第56号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第56号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議第61号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第61号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議第62号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第62号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議第57号から日程第14、議第60号までの4議案を一括議題といたします。本4議案は予算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

9番、増田順弘君。

増田予算特別委員長 皆さん、おはようございます。議長のお許しを得ましたので、ご報告申し上げます。去る6月15日の本会議におきまして、予算特別委員会に付託されました議第57号から議第60号までの4議案につきまして、6月23日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第3号)の議決についてでございます。

質疑では、総務費、地方創生臨時交付金事業費における事業継続支援事業、がんばる企業応援交付金、5,000万円の内容について伺いたいという問いに対し、事業継続再開に向け頑張っている市内の中小企業へ10万円を支援するもので、新型コロナウイルス感染症に関する

セーフティネット保証等の借入れ制度を活用した事業者400件分、県の休業要請を受けて休業し、協力金を受給した事業者として100件分を予算計上したものであるという答弁がございました。

この答弁を受けて、申請事業者が予定件数より多くなった場合の対応はという問いがあり、追加補正する覚悟をもって実施していくという答弁がございました。

次に、土木費における社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金3,063万3,000円の内容について伺いたいという問いに対し、社会資本整備総合交付金事業において談合等の不正行為が起こったため、当該事業の工事請負契約書の条項に基づき、損害賠償として契約金額の20%が施工業者から納入されたことにより、その割合の交付金を返還するものであるとの答弁がございました。

次に、教育費の学校情報化推進費、教材備品購入費の内容について伺いたいという問いに対し、小学校1年生から中学校3年生まで、1人に1台端末を支給しようとするGIGAスクール構想に基づくもので、全体で3,459台の端末購入を予定しており、令和2年度当初予算で計上した440台分を除く3,019台分として1億8,710万5,000円を、今回、補正でお願いするものである。財源としては、全体台数の3分の2が国庫補助対象となり、1台当たり上限が4万5,000円となっているとの答弁がございました。

関連して、管理はどのように考えているのか、また、今回の補正で、端末以外でモバイルルーターなどは入っているのかとの問いがあり、端末については学校管理で保管することを想定している。今回は端末のみを予算計上しており、今後は子どもたちの家庭での学習環境に不平等が出ないように、モバイルルーターなど通信環境の整備についても検討していく必要があると認識しているとの答弁がございました。

次に、一般会計補正予算（第3号）の2条に規定されている債務負担行為の補正の内容について伺いたいという問いに対し、クリーンセンターの長期包括管理運営委託事業に関するもので、期間は令和3年度から令和11年度までの9年間、25億1,511万5,000円を限度として設定するものであるとの答弁がございました。

この答弁を受け、今回の補正予算で債務負担行為が提案されるまでにクリーンセンターの長期契約の内容について、議会に対し、正式な場所での報告や説明がなかったため、今後は適切な時期に説明資料の提出をいただきたいとの意見がございました。

賛成、反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決するものと決定をいたしました。

次に、議第58号、令和2年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第59号、令和2年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

質疑では、給食配膳時感染予防対策事業における消耗品の内容と給食時の感染対策につい

て伺いたいという問いに対し、配膳時に使用する使い捨て手袋を購入する予定である。感染予防対策として、手洗いの徹底と、食べるとき以外はマスクの着用を義務づけており、食器の回収の際も、子どもたちに、所定の場所に決められた方法で片づけるよう指導しているという答弁がございました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

次に、議第60号、令和2年度葛城市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についてであります。

若干の質疑はありましたが討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決するべきものと決定をいたしました。

以上でございますが、このほかにも各委員から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されたことを申し添え、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

下村議長 以上で予算特別委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第11、議第57号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 それでは、議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）に対して反対する立場から討論いたします。

今回、提出されております葛城市一般会計補正予算（第3号）におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、国から葛城市に配分されました約1億5,400万円余りの地方創生臨時交付金事業費により、葛城市独自の新型コロナウイルス感染症対策を実施するための予算、また消費税増税の影響を緩和するために低所得者の介護保険料を軽減するための予算などが計上されております。葛城市の新型コロナウイルス感染対策として、保育給食費の助成事業、学校給食費保護者負担軽減事業、事業継続支援事業として、がんばる企業応援交付金の支給、感染症拡大防止のための体温計や消毒液の購入のためなどの予算が計上されております。

日本共産党はこうした新型コロナウイルス感染症対策予算に反対するものではございません。市民の命と暮らしを守るために、迅速に執行されるべきものと考えております。しかしながら、一般会計補正予算（第3号）に反対いたしますのは、この補正予算において、先ほど、増田予算特別委員長からご報告がありました、債務負担行為の補正が第2表に追加されていることにあります。

葛城市クリーンセンターの焼却施設の管理運転業務の委託について、令和3年度から令和11年度までの9年間の長期包括管理運営委託事業として、限度額25億1,511万5,000円の債務

負担行為を追加するという補正であります。

なぜ、9年間の長期包括管理委託なのか、なぜ25億円を超える債務負担行為なのか、本定例会が開催されるまで、その説明が理事者側から議会には全くございませんでした。本定例会に入って、所管の厚生文教常任委員会及び予算特別委員会におきまして、主にコンサルタント会社が作成した報告書を資料として説明が行われましたけれども、その専門的な中身について、議員にとって十分検討するような時間はほとんど与えられておりませんでした。その報告書の表題には、平成30年11月とございますから、1年半も昔に既に出来上がっている報告書であります。

なぜこれまで報告がなかったのでしょうか。焼却炉の管理運転事業につきましては、ごみの減量化とも関係がありますから、ごみの減量化は所管の厚生文教常任委員会の調査案件となっておりますので、なぜこうした報告がなかったのか、大変遺憾に思うところであります。

さらに、問題であるのは、本定例会での審査におきまして、コンサルタント会社が作成した報告書を基に、葛城市がどのような検討を行って結論を得たのかについての説明がほとんどございませんでした。先ほど委員長から、適切な時期にそうした資料の提出を求めるという報告がありましたけれども、まさに事業の主体としての葛城市がどう考えてこうした結論を取ったのか、議会としては十分検証ができないまま、本日のこうした議案の議決の場に至っているわけであります。このように、検討する時間が議員に与えられず、また議会で審議の回数を重ねることもなく、専門的な事業内容の理解を深めることは全く困難であります。

さて、阿古市長は4年前に発行された議員活動報告の中で、市政に対する公約として、行政に事業採用の不透明性、恣意性があってはなりませんと記載されております。なぜ、9年間の長期包括管理委託なのか、なぜ25億円を超える債務負担行為なのか、本当にこうした事業の採用について、透明性が確保されたと言えるのでしょうか。可燃ごみの焼却事業は、その経費については、市民に説明できるものでなくてはなりません、こうしたことについて、議員として本当に市民に対しても説明責任が果たせるような状況にはない中での議会の可決を求められているということになっております。

葛城市議会基本条例第8条、議会における論点情報の形成におきましては、議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するために、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするように求めるものとするとして、提案に至るまでの経緯、他の自治体の類似する政策との比較検討、総合計画との整合性、財源措置、将来にわたるコスト計算など、8項目に明らかにすべき論点を上げております。

今回の債務負担行為についての追加補正につきましては、クリーンセンター焼却炉の管理運営に関わる長期にわたる包括管理委託に関するもので、予算も先ほど来から申し上げているとおり25億円を超え、したがって、毎年2億6,000万円以上の負担をしていくことになるわけであります。まさに、葛城市として大変重要な政策決定となります。

しかしながら、議会審議における論点、情報整理のために前もって情報が全く提供されて

いない中で議決を求められており、議会基本条例に反していると私は考えております。

以上の理由で、議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）に反対いたします。

下村議長 ほかに討論ありませんか。

5番、松林議員。

松林議員 議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和2年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,862万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ209億3,344万円とするものであります。本補正予算におきましては、地方創生臨時交付金事業として新型コロナウイルス感染拡大により、外出自粛や休業要請等によって深刻な影響を被っている市民と市内の事業者への支援策が盛り込まれております。子育て世帯に対して保育所、幼稚園、小学校の給食費3か月無償化、市内の中小企業や個人事業主に対してがんばる企業応援交付金事業、これらについては早急に対応すべき支援事業となります。

そのほかにも、テレビ会議システム構築事業等、公共的空間安全・安心確保事業等、今後の感染症の予防に向けた対策も計上されています。

また、新型コロナウイルス感染症にも多少関わることでございますが、学校情報化推進事業、すなわちGIGAスクール構想の前倒しとして、タブレット、パソコン購入も盛り込まれていますので、今後は休業による家庭学習にも利用していただき、学習の遅れが発生しないよう対策も検討していただきたいと思います。

本年度は、当初予算でも議論となりましたが、多数の事業が予定される上に、昨年の繰越事業、また今年度の新型コロナ対策事業と業務が増加している中、当該感染症により業務が停滞することも予想されますので、計画的な業務執行に努めていただくことをお願いいたします。私の賛成討論とさせていただきます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

岡本議員。

岡本議員 議第57号、令和2年度葛城市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論を行います。

この一般会計補正予算の中には、クリーンセンター長期包括管理運営委託事業、9年間で25億1,511万5,000円、債務負担行為が補正の中に含まれておるわけでございます。私は、この分につきましては賛成し難いわけでございます。しかしながら、いろんなご質問をさせてもらった中で、理事者側から契約までには再度内部の職員等で検討し、また近隣市町村、状況もよく調査をして、節約できる分は節約して、減額できる分は減額すると、そういうふうな答弁もあったわけでございます。

一方、他の一般会計補正予算につきましては、新型コロナ対策の影響によります地方創生交付金、国の100%補助、1億5,451万7,000円、あるいは小中学校GIGAスクール前倒しによります国庫補助金9,657万円、備品購入費1億8,710万5,000円、幼稚園小学校中学校の

給食費、6月から8月、3か月間の給食費の免除4,661万8,000円等々が含まれておるわけ
でございます。

しかし、土木総務費の中で、道の駅事業における国庫返還金3,063万3,000円も含まれて
おるわけございまして、この返還金の弁済は誰がするかという質問もさせていただきました。
以前にも1億6,500万円の返還金があって、この中で、前の松山副市長からは、この返還金
については前市長、前副市長に損害賠償請求をしますと答弁がありましたけれども、いまだ
に動きはありません。今回についても、返還金は誰が弁償するのか。この問いに理事者側か
ら何の返答もなかったわけでございます。

しかし、この一般会計、今回の予算につきましては、新型コロナウイルス関連予算が主な
ものでございまして、我々、市民にご迷惑をかけないということからも賛成はやむなしとい
うふうを考えます。

下村議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第57号議案を電子表決システムで採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛
成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(押しボタンにより表決)

下村議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 押し忘れなしと認め、確定いたします。賛成多数であります。よって、議第57号は原案の
とおり可決されました。

日程第12、議第58号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第58号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第59号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第59号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第59号は原案のとおり可決されました。日程第14、議第60号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第60号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第60号は原案のとおり可決されました。ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時31分

再 開 午後 0時00分

下村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ご報告申し上げます。

市長からお手元に配付の令和2年度一般会計補正予算(第4号)が追加議案として提出され、その取扱いについて、休憩中に議会運営委員会を開催いただき、ご協議いただいておりますので、会議の概要については議会運営委員長よりご報告願います。

15番、西川弥三郎君。

西川議会運営委員長 それでは、市長より、議第63号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第4号)が追加議案として提出されたことを受けまして、先ほど、休憩中に議会運営委員会を開催し、その取扱いについて慎重に協議をいたしておりますので、その内容についてご説明を申し上げ、ご報告をいたします。

追加議案の議事日程、審議方法につきましては、この後、追加議案の日程追加について諮っていたいただき、日程追加後、追加日程第1といたしまして議第63号の補正予算を議題とし、その内容説明を受けた後、質疑を行い、本来であれば、補正予算については予算特別委員会に付託して審査をお願いするところではございますが、今回の内容は、新型コロナウイルス関連の国の追加施策であるひとり親世帯に対する臨時特別給付金に関する分と、本定例会の初日に議決しました議員報酬の減額補正のみでございまして、この補正予算につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行うことを決定いたしました。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

下村議長 議会運営委員長からの報告は以上であります。お諮りいたします。

追加議案の取扱いについては、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、お手元に

配付いたしております議事日程第4号の追加1を日程に追加し、審議を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程第4号の追加1を日程に追加し、議会運営委員長の報告のとおり審議することに決定いたしました。

それでは、追加日程第1、議第63号、令和2年度葛城市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行いません。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第63号、葛城市一般会計補正予算(第4号)の議決について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,887万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億231万8,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う国の第2次補正に組み込まれましたひとり親世帯臨時特別給付金に関する経費、議員提案により提出され、議決された新型コロナウイルス感染症対策に役立てるための、葛城市議会議員報酬3か月間、10分の1の減額について、財政調整基金からの繰入金を減額し、趣旨を尊重して活用させていただくものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

下村議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、内野悦子君。

内野議員 それでは、議第63号について若干質問させていただきます。

今回のこのひとり親世帯臨時特別給付金について、予算書の5ページの3款の民生費、2項児童福祉費、18節のひとり親世帯臨時特別給付金について、若干質問させていただきます。

公明党の強い主張で、第2次補正に計上されておりますこのひとり親世帯臨時特別給付金でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で収入が減少し、臨時休校で子ども在宅時間が増えて食費や光熱費がかさむなど、経済的に厳しい状況に直面するひとり親世帯の支援について、少し質問させていただきます。

この事業の内容と、そして何人分を見込んでおられるのか、まずお伺いさせていただきます。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

こちらの事業の内容についてご説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の影

響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえまして、こうした世帯の子育て負担の増加や、収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を早期に支給するものでございます。支給対象者は本年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方、公的年金受給等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方などでございます。児童扶養手当受給世帯などへの給付が1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円、そして収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への追加給付が1世帯5万円となっております。

今回対象となる方でございます。まず、基本的に給付させていただきます6月分の受給者、こちらを350世帯、見込んでおります。そして、公的年金等を現在受けておられない方、こちらにつきましては、90世帯を予定しております。さらに、家計が急変なされた世帯を135世帯と見込んでおります。また、さらに、特に急激に家計が大変になったというような申出がございましたところには、1世帯、先ほど5万円という追加の給付があるわけでございますが、そちらにつきましては440世帯を予定しております。

以上でございます。

下村議長 7番、内野悦子君。

内野議員 分かりました。それで、今、公的年金を給付等を受けることにより、今回児童扶養手当の支給を受けていない方もこの支給の対象となるということでございますけれども、この具体的な内容をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

それともう一つ、支給時期について、大体いつ頃なのかというところと、一番大事な部分で、申請しなくていい分と申請しなくてはあかん分があるので、これは周知が最も大切になってくると思うのですが、その周知方法もお聞かせいただけたらと思います。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。ただいまのお問いにお答えいたします。

現行制度では、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金などを受給されている場合には、年金額が児童扶養手当額を上回りますと、児童扶養手当を受給できないという状況でございますが、今回は児童扶養手当の支給を受けていない方でも、児童扶養手当に係る支給制限、限度額を下回れば支給の対象となるところでございます。具体的に言いますと、判定の取扱いでは所得制限限度額に相当する収入額というのが示されておまして、扶養親族等の人数が1人の場合は365万円、2人の場合は412万5,000円、3人は460万円という目安を示されておりますので、こういったところが基準となるところでございます。

次に、お問い合わせいただきました内容でございますが、給付の時期でございます。申請の要らない6月分の児童扶養手当の支給を受けておられる方への給付につきましては、可能な限り8月末日までに給付する予定でございます。また、現在児童扶養手当の支給を受けていない方や、収入が大きく減少しているとの申出には申請が必要となるところでございますので、申請があれば、できるだけ速やかに事務処理を進め、9月以降に順次支給してまいります。

また、周知の方法につきましては、現受給者を含め、把握している方に対しましては、案

内文を郵送し、7月、8月広報への掲載やホームページへのアップ、防災行政無線での呼びかけ、学童保育所や保育所などへの案内文の掲示を行います。また、8月実施の現況届の際にも、聞き取りを行い、漏れ落ちのないよう、周知の徹底を図る予定をしております。

以上でございます。

下村議長 7番、内野悦子君。

内野議員 ありがとうございます。申請書が必要でない令和2年8月に児童扶養手当を受ける方は、この8月末日までにとということ、あと申請を受けない人に関しては、今後いろんな申請を受けるわけなんですけども、今、るる漏れ落ちのないように、様々努力していただいていることがうかがえたのですが、これも随時やっていくということでございますので、本当に周知徹底を図っていただけるといことなので、今後ともどうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、谷原一安君。

谷原議員 今回、国の施策について、迅速に市民に恩恵を与えるということで、本議会に間に合う形で補正予算を出していただきましてありがとうございます。

広く国民からこうした強い要望が上がり、先ほど内野議員もおっしゃいましたように、国会でこの案が補正予算の中で決まったもので、本当に必要なところに早く届くことを私も望んでおるところであります。

1点だけ質問させていただきます。

先ほど来、内野議員のほうから詳しく質問がされた中で1つだけ、ちょっと私のほうで漏れて、ちょっと聞きたいことがありますのでお伺いします。それは、大きく収入が減少された方の申請についてですけれども、今6月になってだんだん厳しくなってきたという業種もございます。

ひとり親家庭につきましては、厚生労働省が平成28年に全国ひとり親世帯等調査結果を発表しておりますけれども、43%の方がパート、アルバイトということで、現在、非常に雇用環境が悪くなっておりまして、今後そうした収入減になるというふうになった場合、申請の時期、これが例えば6月で打切り、7月で打切り、8月で打切りなのか、いつまで申請できるのかということについてお伺いします。

下村議長 井上部長。

井上こども未来創造部長 失礼いたします。ただいまの谷原議員のご質問にお答えいたします。

申請の時期でございます。まず、急激に下がったという部分をどこで捉えるかという問題でございますので、そちらは令和2年2月以降のお給料であったり、そういった事業所得であったり、そういったものを捉えるわけですが、まず申請の終期はこれは自治体によって決められるということになっておりますが、県のほうでまだ確定とは聞いていないのですけれども、1月の末をめどにとということをお伺いしておりますので、私どもも1月の末を一応めどとさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

下村議長 谷原一安君。

谷原議員 ありがとうございます。確認のためですが、来年の1月までのということでもよろしいですね。ありがとうございました。

下村議長 ほかに質疑はございませんか。

1番、杉本議員。

杉本議員 僕、ちょっと簡単に、皆さんがほとんど聞いてしまったので1つ、さっき周知の方法でインターネットというふうに言われたのですが、それはインターネットってホームページだけ、ツイッターとかには載せないですか。

下村議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 ただいまの杉本議員のお問いにお答えいたします。

想定をしておりますのは、ホームページへのアップでございましたが、ただいま、いろいろなことが想定できるというようなところをお示しいただいたところでございますので、それにつきましては今後検討いたしまして、例えば、保護者に対するメールというのも一部使えるかなというところを今考えておるところでございます。できるだけたくさんの方にしっかりと徹底を図れるような方法を考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下村議長 1番、杉本訓規君。

杉本議員 僕、もう毎回同じことを言ってるんですけども、周知の方法、いろいろあると思うんですけど、やっぱりツイッターとかに載せても広がりとかあると思うので、こういうことは特に若い人が見ていると思うので、その辺ちょっともう一回考えていただいて、できれば載せていただくようお願いしておきます。

以上です。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより、議第63号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり

り、葛城市議会会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、一覧表記載事項について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。議員の皆様方には15日の開会以来、慎重にご審議を頂き、また、新型コロナウイルス感染予防対策にも格段のご配慮をいただきまして、本日まで議会運営が円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これを持ちまして、本定例会を閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては議員各位から出された意見や要望を真摯に受け止められ、引き続き葛城市政の執行にあたられますよう要望いたしまして、私の閉会の挨拶といたします。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

阿古市長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月15日に開会されました令和2年第2回葛城市議会定例会が12日間の全日程を終えさせていただき、本日を持ちまして閉会の運びとなりました。

議員の皆様方には、長期間にわたりまして、人事案件や補正予算案をはじめ、ご提案申し上げました各案件や、また本日提出いたしました追加議案につきましても、慎重なるご審議を賜り、いずれも同意、可決いただきましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

会期中に議員の皆様方から頂戴いたしました貴重なご意見などをしっかりと受け止めまして、職員一丸となって葛城市の更なる発展のため、鋭意努力してまいる覚悟でございます。

議員の皆様方におかれましては、なお一層、ご支援、ご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会にあたりましての私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

下村議長 以上で令和2年第2回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後0時22分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長

下村 正樹

議 会 副 議 長

増田 順弘

署 名 議 員

奥本 佳史

署 名 議 員

松林 謙司